令和2年度の雇用保険料率について

~令和元年度から変更ありません~

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和2年3月31日に国会 で成立しました。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用 保険料率は以下のとおりとなります(令和元年度から変更ありません)。
 - ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 3/1,000です。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 4/1,000です。)
 - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き 3/1,000です。(建設の事業は4/1,000です。)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(元年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(元年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(元年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000 E度の原田保険料率)

令和2年度の雇用保険料率

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する 事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020401保01